

常瀧寺合祀墓使用規定(A)

第1条(使用規定)

この規定は常瀧寺の合祀墓の使用を定めたもので、合祀墓の使用許可を認めた者(以下「使用者」という)はこの規定に従って下さい。

第2条(使用目的)

合祀墓は焼骨を納める目的以外には使用できません。

合祀墓は個々のお骨を納めて永代にわたって管理と供養をします。

第3条(使用資格)

合祀墓は、墓地の継承者がいない方を対象として宗派に関係なくどなたでも使用できます。

第4条(施設)

合祀墓は、骨壺棚とカロートの二種類の納骨方法を選択できます。

第5条(使用料・管理料)

- ①カロートへの合祀 一霊につき 3万円
- ②納骨棚への納骨(骨壺) 一霊につき 10万円
- ◇墓誌板及び文字彫刻料 1枚 2万円(希望者のみ)
- ◇納骨法要及び永代管理料 一霊 3万円(最初だけで、後は一切かかりません。)

第6条(使用期間)

カロートの使用は永久とします。

納骨棚の使用は焼骨が33回忌を終了した時点までとし、その後は順次カロートへ移します。

第7条(管理者の祭祀の実施)

管理者は使用者の焼骨を適切に合祀して管理を行います。

管理者は個々の随時供養以外に、秋の彼岸に全体法要を行います。

第8条(使用者の義務)

使用者は、焼骨を納める為に必要な連絡者を管理者に届け出て下さい。

納骨されたお骨につきましては使用者の責任で七回忌までの供養をお願いいたします。◇七回忌までの供養の存続が出来ない場合は管理者と相談下さい。

第9条(不可抗力等による事故の責任)

天災地変等の不可抗力や第三者による行為によって生じた被害については、管理者はその一切の責任を負いません。

第10条(規定の改正)

この規定に定めのない事項が生じた場合は、その都度管理者が定めます。